

第 429 回 東京地方最低賃金審議会 議事録

- 1 日 時 令和 4 年 8 月 23 日 ( 火 ) 午前 9 時 30 分から午前 10 時 13 分まで
- 2 場 所 日本教育会館 第 2 会議室
- 3 出席者 公益代表委員 6 名 労働者代表委員 6 名 使用者代表委員 5 名

都留会長 定刻になりましたので、ただ今より第429回東京地方最低賃金審議会を始めます。

主任賃金指導官 資料の確認をさせていただきます。

本日お配りしております資料は、議事次第、座席表、資料目次と題された資料をお手元に配布しております。不足等ありましたら事務局にお申し付けください

都留会長 続いて、委員の出欠状況について、事務局から報告してください。

主任賃金指導官 本日は、使用者代表の井上委員が御欠席でございますが、現時点で委員定数18名のうち17名が御出席でございますので、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数、全委員の3分の2以上、または、各側委員の各3分の1以上を充たしておりますことを御報告します。

都留会長 それでは、審議に入りたいと思います。

まずは、議事(1)「東京都最低賃金審議会の意見に対する異議申出について」です。

事務局は、申出状況と処理手続について説明してください。

賃金課長 それでは、説明いたします。

資料1を御覧ください。東京都最低賃金の改正決定につきましては、令和4年8月5日に当審議会より答申をいただきましたので、最低賃金法第11条に基づき、同日に、その要旨を公示いたしました。

この公示がされた場合、当該最低賃金に係る労働者又は使用者は、公示があった日から15日以内に東京労働局長に異議を申し出ることができるとなっております。このことから異議申出期間末日は、今年でいうと8月20日土曜日になります。異議申出期日末日が休日に該当する場合は、休日

の翌日に繰り越されますので、8月22日（月曜日）が異議申出期間の満了日でございます。

その結果、期日までに46件の異議申出書が提出され、その一覧表を資料2として、また、提出された異議申出書の写しを資料3としてお手元にお配りしております。異議申出書の内容につきましては、後ほどご説明させていただきます。

異議申出書が提出された場合には、東京労働局長は、東京地方最低賃金審議会に意見を求めなければならない、とされていることから、本日、諮問させていただくことにしております。

都留会長 わかりました。

異議の申出があったことに対して、当審議会の意見を求めることについて、東京労働局長より、諮問されるとのことですので、局長、お願いします。

（局長から会長へ諮問文手交）

賃金課長 それでは、各委員に諮問文の写しをお配りいたします。

（諮問文（写）配付）

都留会長 事務局から諮問文を朗読願います。

主任賃金指導官 東労発基0823第1号、令和4年8月23日、東京地方最低賃金審議会、会長都留康殿、東京労働局長辻田博、東京地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、別紙のとおり江東区労働組合総連合ほか45件の最低賃金法第11条第2項による異議の申出がありましたので、貴審議会の意見を求めます。

都留会長 東京労働局長より諮問がありましたので、ただ今よりこの異議申出について審議に入りたいと思います。

まず、事務局から異議申出書について説明してください。

東京地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出書に関しまして、その要旨をご紹介します。

異議申出書は、全部で 46 件いただきました。お手元の資料の 7、8 ページに、資料 No. 2 として、異議申出書一覧がございます。提出された異議申出書につきましては資料の 9 ページ以降をご覧ください。異議申出書の要旨をこれからご紹介させていただきます。

提出者 1、江東区労働組合総連合からの異議です。

資料 11 ページをご覧ください。

「最低賃金の大幅引上げと、中小企業支援策をセットに大幅な最低賃金の引上げに舵を取るべきだと考えます。」「労働者の切実な声に耳を傾け、改めて意見陳述などを設定して再考していただきますよう求めるものです。」という内容です。

続きまして、提出者 2、東京春闘共闘会議からの異議です。

資料 13 ページをご覧ください。

「私たちの加盟組合と組合員個人から出された多くの意見書に述べられている生活実態から見れば、一刻も早く時間額 1,500 円に到達すべきであり、今回の答申が大きな第一歩となることが期待されていまして。」「大幅に最賃を引き上げてきた諸外国のように中小企業支援策をセットで政治が決断すべきです。」「厳しい環境で働く人たちの現実を審議に反映され、汗を流す者が報われ、若者が夢を持てるように最賃を引き上げるべきです。」という内容です。

続きまして、提出者 3、5 から 9、12 から 15、18 から 20、24 から 26、31、37、40 から 44、46、東京土建一般労働組合からの異議です。

提出していただいていたのは、組合本部のほか、北支部、荒川支部、江東支部、狛江支部、多摩西部支部、練馬支部、葛飾支部、清瀬久留米支部、町田支部、目黒支部、小平東村山支部、品川支部、墨田支部、多摩・稲城支部、小金井国分寺支部、三鷹武蔵野支部、八王子支部、板橋支部、新宿支部、台東支部、調布支部、西東京支部、江戸川支部でございます。

組合本部からの異議申立書が資料 57 ページにございますので、ご覧ください。

「私たちの要求は全国どこでも早期に時間額 1,500 円以上、東京では今すぐ 1,500 円を実現することです。審議会に対し、2022 年 10 月発効の最低賃金について、健康で文化的な最低限度の生活を営める大幅な引上げを審議・答申するよう求めてください。最低賃金引上げにともない、中小企業の事業と雇用に向けた国による対策を抜本的に拡充してください。東京で最低賃金に近い収入で暮らす若年労働者、非正規労働者の生活実態や生計費調査結果に基づく時間額 1,500 円の必要性について、団体・個人による意見陳述を実施してください。」という内容でございます。

続きまして、提出者 4、J M I T U 東京地方本部からの異議でございます。資料 17 ページを御覧ください。

「日本の未来をつくる若者たちが、将来に希望を持てるようにすること、安心して結婚ができ、子育ての心配がないようにすること。これらのことは、安定した収入なしにはかなえられません。日本の未来のためにも、労働局長として再度、改定金額の諮問を行うことを強く求めます。」という内容です。

続きまして、提出者 10、墨田区労働組合総連合からの異議でございます。資料 29 ページをご覧ください。

「現行の制度が存続する限り、少なくとも東京をはじめとした首都圏が全国を牽引する大幅な引上げが必要であると改めて指摘させていただきま

す。」という内容です。続きまして、提出者 11、東京地方医療労働組合連合会からの異議です。資料 31 ページをご覧ください。

「労働者の賃金底上げで全体賃金水準を引き上げることが緊急にも必要な状況です。情勢に見合う大幅な引上げを求めます。東京地方最低賃金審議会をやり直し、1,500 円以上への大幅な引上げを行うことを重ねて求め異議とします。」という内容です。

続きまして、提出者 16、全労連・全国一般労働組合東京地方本部からの異議です。

資料 41 ページをご覧ください。

「東京で安心して働き生活できるために、首都である東京がその牽引すべ

き立場に立ち、1,500 円に近づけるべく今年の引上げ額を再審議していただきたく異議を申し出ます。」という内容です。

続きまして、提出者 17、小澤丈夫様からの異議でございます。

資料 43 ページをご覧ください。

「今、求められる答申内容とは、憲法第 25 条の「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び、公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」との定めには遠く及びません。全労連などが実施した最低生計費調査では、最低でも 1,500 円が必要です。」という内容です。

続きまして、提出者 21、練馬区労働組合総連合からの異議です。

資料 51 ページをご覧ください。

「31 円の引上げで 1,072 円では少なすぎますし、物価の高騰に全く追いつきません。多くの政党が公約に掲げた 1,500 円にも全く及びません。汗水流して働く方々が報われ、若者が夢を持てるように最低賃金を引き上げてください。」という内容です。

続きまして、提出者 22、慶應義塾労働組合四谷支部からの異議です。

資料 53 ページをご覧ください。

「情勢に見合う大幅な引上げを求めます。東京地方最低賃金審議会をやり直し、1,500 円以上への大幅な引上げを行うことを重ねて求め異議とします。」という内容です。

続きまして、提出者 23、全労連・全国一般労働組合東京地方本部一般合同労働組合からの異議です。資料 55 ページをご覧ください。

「今般の 31 円引上げ答申を再考され、最低生計費を賄うために必要とされている時給 1,500 円に向けて大幅に引き上げられるよう、再答申されることを求めます。」という内容です。

続きまして、提出者 27、東京都立大学労働組合からの異議です。資料 63 ページをご覧ください。

「現行法制下においても早期に全国平均 1,500 円以上となるよう東京では今すぐに 1,500 円以上となる大幅な引上げ改定を審議するよう求めること。」という内容です。

続きまして、提出者 28、武藤睦美様からの異議です。資料 65 ページをご覧ください。

「昨今の急激な物価の高騰で、時給で働く私たち非正規労働者の生活は立ちゆかなくなっています。」「ガソリン、電気代などに加え、コロナ禍を生き抜くために欠かせない食料品類の値上げは、この秋、本番を迎えます。1円でも2円でもいや、100円でも200円引上げでも、それでも足りない勢いで物価は上昇しています。」という内容です。

続きまして、提出者 29、目黒地区労働組合協議会からの異議です。資料 67 ページをご覧ください。

「以下、8月5日の審議会答申による東京の最低賃金額改定に異議を申し立て、審議会審議のやり直しと定額改定の変更を求めます。」「世界の都市の最低賃金は、コロナ禍でも大幅引上げされています。」という内容です。

続きまして、提出者 30、全労連・全国一般労働組合東京地方本部一般合同労働組合アデランスグループ支部からの異議です。資料 73 ページをご覧ください。

「最低賃金を今すぐ1,500円に引き上げて頂くことは、多くの都民にとって希望となります。少なくとも1,500円に引き上げる目途を明らかにし、今年度はその第一歩を踏み出したと言える大胆な引上げを求めます。」という内容です。

続きまして、提出者 32、民放労連関東地方連合会からの異議です。資料 77 ページをご覧ください。

「長い間ずっと最賃にギリギリに張り付いているパート非正規労働者、賃金格差に泣く女性労働者、感染におびえながら長時間過密労働を強いられるエッセンシャルワーカー、理不尽な競争と値引きをされ経費を引いて時間換算すれば最賃割れの請負・フリーランス労働者、勉学の場も制限されてバイトもなくなった学生たち、こういった厳しい環境で働く人たちの現実を審議に反映され、汗を流すものが報われ、若者が夢を持てるように最賃を引き上げるべきです。」という内容です。

続きまして、提出者 33、目黒区労働組合総連合からの異議です。資料 79

ページをご覧ください。

「1日でも早く時間額1,500円以上にしないと生活が追いつきません。」という内容でございます。

続きまして、提出者34、地域労組せたがやからの異議です。資料81ページをご覧ください。

「コロナ禍と物価高騰のため、経営悪化にある中小企業の事業と雇用について、国による対策の抜本的な拡充を求めてください。労働者の生活実態に基づき、時給1,500円の必要性について東京春闘共闘などの団体、個人が意見陳述を行うことを認めてください。」という内容です。

続きまして、提出者35、東京地方労働組合評議会女性センターからの異議です。資料83ページをご覧ください。

「コロナ禍や物価高で大きな打撃を受け、生活が立ちゆかなくなる労働者が増えている、こんなときだからこそ諸外国のように、国や行政が最賃を引き上げるなど積極的な施策を実行すべきです。最賃1,500円は、生活に必要な金額で、状況を打開していくために必要なものです。東京労働局長として東京地方最低賃金審議会に対し、再度人たるに値する生活を保障する最低賃金額に改定するよう強く促すことを求めます。」という内容です。

続きまして、提出者36、東京地方労働組合評議会青年部協議会からの異議です。資料85ページをご覧ください。

「1 早期に最低賃金1,500円以上となるよう大幅な引上げ改定を審議するよう求めること。2 審議会・専門部会の全面公開、公開の審議会の場において、最低賃金近傍で働く労働者の直接意見陳述を実施するよう強く促すこと。」という内容です。

続きまして、提出者38、文京区労働組合総連合からの異議です。資料89ページをご覧ください。

「1 東京地方最低賃金審議会、時給31円の答申を撤回し、時給1,500円を目指す審議に引上げを答申する事。2 当面、東京の地方最低賃金時給引上げは、物価高騰もあり、153円以上を答申すること。」という内容です。

続きまして、提出者39、全国印刷出版産業労働組合東京地方連合会から

の異議です。資料 91 ページをご覧ください。

「本来、労働時間は 1 日 8 時間、週 40 時間で経済的な心配なく暮らしていけるだけの賃金が確保されるべきです。労働基準法にある「労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきもの」は「全国一律の最低賃金、東京で早期に 1,500 円の実現」を求める私たちの要求は、多くの国民・都民、都内に働く労働者のささやかな願いです。」という内容です。

続きまして、提出者 45、生協労連コープネットグループ労働組合からの異議です。資料 105 ページをご覧ください。

「一刻も早く 1 日 8 時間の労働で暮らせる時間給 1,500 円に引き上げることをお願いします。また、時間給 1,500 円を実現するには、国に中小企業支援の強化を求めていくことも必要です。最低賃金の引上げ額は、最低賃金に張りついている非正規労働者、賃金格差にさらされている女性労働者、コロナ感染の中働いている労働者の現実を審議に反映し、中央最賃目安額にとらわれることなく東京都の改定額の再考をお願いします。」という内容です。

以上が、令和 4 年度の東京地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出書の要旨です。

都留会長

はい、わかりました。

それでは、これら 46 件の異議申出について一括して審議を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

都留会長

御異議なしとのことですので、異議申出については一括して審議をすることといたします。

初めに、労側委員の御意見をお願いします。

田代委員

それでは、労側の意見として申し上げたいと思います。

今年度の地域別最低賃金の審議を進めるに当たり、審議の前に各東京都内の労働団体などから様々な要請書、意見書を頂いておりました。それらをしっかり受け止めて私たち労働者の代表として審議をしてみました。



審議では働く者、その家族が、安心安全に働ける生活できる条件整備を主張してまいりました。今回の31円の引上げ1,072円、これに関しましては、今回異議申出書を頂いた中でもありましたが、まだまだ近傍者、最賃ぎりぎり働いている方々のことを考えると、まだまだ満足できる額ではありませんが、私どもが全国レベルで求めている誰もが時給1,000円の水準の通過点である全国平均1,000円への到達に向けて、首都東京として牽引役の役割の一端は担えたのではないかと考えてございます。

よって、今年度におきましては、今回ご説明いただきました異議申出、団体では44件、個人で2件、トータル46件に関しましては、次年度に向けてしっかり議論すべき内容だということを前提に、この場では8月5日に公示されました東京地方最低賃金審議会の意見を尊重して、特段取り上げることなく再度の審議は不要と考えております。

以上でございます。

都留会長

ありがとうございます。

他の労側委員、御発言ありますか。よろしいですか。

では、使側委員の御意見をお願いします。

海老澤委員

ありがとうございます。地方最低賃金審議会で示されました目安及び様々な御意見があるということ踏まえて、東京としては31円の引上げで1,072円にするという結論が得られましたので、この結論で特に改めて再審議をする必要はないと考えております。

都留会長

ありがとうございました。

他の使側委員、御意見ございますか。よろしいですか。

ただ今、各側から御意見をいただきましたが、8月5日の当審議会の答申は、関係者から提出された意見も踏まえて慎重に審議した結果であり、異議申出の内容についてもこれまでの審議において十分に考慮されているものと考えます。

「令和4年8月5日付け答申どおり決定することが適当である。」との内容で答申することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

都留会長 御異議なしとのことですので、「令和4年8月5日付け答申どおり決定することが適当である。」との内容で答申することとします。

答申については、これから答申文(案)を作成いたします。これから事務局が作成していきますので、委員の皆様はこのまま今しばらくお待ちください。

(答申文(案)作成)

都留会長 それでは、事務局は答申文(案)を配布し、読み上げてください。

(答申文(案)配布)

賃金課長 それでは答申文(案)を読み上げます。

令和4年8月23日、東京労働局長辻田博殿、東京地方最低賃金審議会、会長都留康、東京地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(答申)。

令和4年8月23日貴職から、同年8月5日付け東京都最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する46件の異議申出に関し意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和4年8月5日付け答申どおり決定することが適当である。

都留会長 この答申(案)でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

都留会長 御異議なしということですので、局長に答申したいと思います。事務局



土曜日となります。

都留会長

ありがとうございました。

それでは、本日、東京都最低賃金改正に係る当審議会の意見に対する異議申出の内容についての御審議いただいた上、東京労働局長に答申したことから、東京都最低賃金専門部会の任務は終了しました。よって、最低賃金審議会令第6条第7項により、同専門部会を廃止することを議決したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

都留会長

御異議なしとのことですので、本日をもって東京都最低賃金審議会専門部会を廃止することとします。

専門部会委員の方々のご苦労さまでした。

では、議事(2)その他となります。

ほかに何かございますか。

特になければ、審議終了といたします。

最後に事務局から連絡事項があればお願いします。

賃金課長

次回の開催日程については後日事務局より御連絡させていただきます。

皆様の御出席をよろしくお願いいたします。

以上です。

都留会長

それでは、本会はこれにて終了といたします。

本日の議事録は審議会運営規定第7条に基づき、公益委員は、私が、労働側委員は、清野委員、使側委員は、加藤委員に確認をお願いします。

本日はお疲れさまでした。